

I 文化产品和服务出口指导目录

【发布单位】商务部、外交部、文化部、国家广播电影电视总局、新闻出版总署、国务院新闻办公室

【发布文号】商务部、外交部、文化部、国家广播电影电视总局、新闻出版总署、国务院新闻办公室公告 2007 年第 27 号

【发布日期】2007-04-11

【提 示】该目录包括新闻出版类（含中外合作出版物）、广播影视类（含中外合作制作电影、电视节目服务）、文化艺术类和综合类共 27 个文化产品和服务项目。有关政府部门将在该目录所列项目中认定一批“国家文化出口重点项目”，在符合该目录要求的企业中认定一批“国家文化出口重点企业”，并将在市场开拓、技术创新、海关通关等方面对这些重点项目、重点企业给予专门支持。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200705/20070504729670.html>

I 国家发展和改革委员会关于加快推进产业结构调整遏制高耗能行业再度盲目扩张的紧急通知

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】发改运行〔2007〕933 号

【发布日期】2007-04-29

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/t20070525_137359.htm

I 关于对《2000 年不予免税商品目录》进行调整的公告

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2007 年第 19 号

【发布日期】2007-05-16

【实施日期】2007-05-25

【提 示】根据该公告，海关总署根据 2007 年版《中华人民共和国进出口税则》的税目调整情况，对《2000 年不予免税商品目录》（该目录的 2006 年修订版已发布实施，因政策过渡需要，该目录仍在一定范围内执行）进行了调整，并且：

n 自 2007 年 05 月 25 日起，对于需要按照《2000 年不予免税商品目录》执行的，应以调整后的《2000 年不予免税商品目录》为准。

n 对于该公告发布前海关已出具

I 文化製品とサービスの輸出指導目録

【発布機関】商務部、外交部、文化部、国家广播电影电视总局、新闻出版总署、国务院新闻办公室

【発布番号】商務部、外交部、文化部、国家广播电影电视总局、新闻出版总署、国务院新闻办公室公告 2007 年第 27 号

【発布日】2007-04-11

【コメント】本目録には、新聞出版類（中外共同出版物を含む）、放送・映画類（中外共同制作の映画、テレビ番組サービスを含む）、文化芸術類および総合類の計 27 項目の文化製品とサービスを含む。関係する政府部門は本目録の中から複数の「国家文化輸出重点項目」を認定し、さらに本目録の要求を満たす企業の中から一定数の「国家文化輸出重点企業」を認定し、市場開拓や技術刷新、税関の通関手続などの方面において、これらの重点項目や重点企業に対し、特別なサポートを行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200705/20070504729670.html>

I 産業構造の調整とエネルギー高消費業界が再度盲目的に拡大することの抑止を加速して推進することに関する国家発展改革委員会の緊急通知

【発布機関】国家発展改革委員会

【発布番号】发改運行〔2007〕933 号

【発布日】2007-04-29

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/t20070525_137359.htm

I 「2000 年度非免税商品目録」に対し調整を行なうことに関する公告

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2007 年第 19 号

【発布日】2007-05-16

【施行日】2007-05-25

【コメント】本公告によると、税関総署は 2007 年版「中華人民共和国輸出入税則」の税目調整の状況にもとづき、「2000 年度非免税商品目録」（本目録の 2006 年度修正版は既に発布・施行されており、政策の移行に伴う必要から、この目録は一部範囲に限って引き続き執行される）に対し調整を行なった。その他の内容は次の通り。

n 2007 年 5 月 25 日より、「2000 年度非免税商品目録」にもとづき執行する必要のあるものに対しては、調整後の「2000 年度非免税商品目録」を以ってその基準とする。

的《进出口货物征免税证明》尚在有效期内的，仍然继续有效；货物已经征税或免税进口的，不再予以调整。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/5850cda5.htm>

n 本公告の発布前に税関が既に「輸出入貨物徴免税証明」を発行しており、尚有効期間内にあるときは、引き続き有効である。貨物が既に徴税または免税にて輸入されている場合、事後的な調整は行わない。

【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/5850cda5.htm>

I 关于 2007 年自动进口许可目录调整的公告

【发布单位】商务部、海关总署

【发布文号】商务部、海关总署公告 2007 年第 43 号

【发布日期】2007-05-20

【实施日期】2007-06-10

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200705/20070504710894.html>

I 2007 年度自動輸入許可目録の調整に関する公告

【発布機関】商務部、税関総署

【発布番号】商務部、税関総署公告 2007 年第 43 号

【発布日】2007-05-20

【施行日】2007-06-10

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200705/20070504710894.html>

I 关于启用新版《合伙企业营业执照》和《合伙企业分支机构营业执照》的通知

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】工商个字〔2007〕107 号

【发布日期】2007-05-28

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.saic.gov.cn/ggl/zwgg_detail.asp?new_sid=557

I 新版「パートナーシップ企業営業ライセンス」と「パートナーシップ企業支店営業ライセンス」の使用開始についての通知

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】工商個字〔2007〕107 号

【発布日】2007-05-28

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/ggl/zwgg_detail.asp?new_sid=557

I 国家工商行政管理总局关于做好合伙企业登记管理工作的通知

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】工商个字〔2007〕108 号

【发布日期】2007-05-29

【提 示】根据该通知：

n 外商投资企业（不含外商投资的投资性公司）作为合伙人设立合伙企业的，登记机关进行登记时将参照执行《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》（对外贸易经济合作部、国家工商行政管理局令 第 6 号），申请的经营围涉及《外商投资产业指导目录》中限制类的，申请人还应当提交相应的审批文件。

n 该通知还对合伙企业的登记管辖、名称管理、变更登记、分支机构的登记、登记表及文书格式等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.saic.gov.cn/ggl/zwgg_detail.asp?new_sid=560

I パートナーシップ企業登記管理作業を遂行することに関する国家工商行政管理総局の通知

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】工商個字〔2007〕108 号

【発布日】2007-05-29

【コメント】本通知によると次の通りである。

n 外商投資企業（外商投資の投資性公司を含まない）をパートナーとして設立したパートナーシップ企業は、登記機関が登記を行なう際、「外商投資企業の国内投資に関する暫定規定」（对外贸易经济合作部、国家工商行政管理局令 第 6 号）を参照執行する。申請する經營範圍が「外商投資産業指導目録」中の制限類に及ぶ場合、申請人は更に必要な審査文書を提出しなければならない。

n 本通知は、パートナーシップ企業の登記管轄、名称変更、変更登記、支店の登記、登記表および文書の書式などに対して規定を行なっている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.saic.gov.cn/ggl/zwgg_detail.asp?new_sid=560

I 关于对部分商品进出口暂定税率进行调整的公告

【发布单位】海关总署
 【发布文号】海关总署公告 2007 年第 22 号
 【发布日期】2007-05-30
 【实施日期】2007-06-01
 【提示】该公告对煤炭、排液泵、婴儿食品等 209 个税目商品的进口暂定税率进行了调整，对钢丝、普碳钢条杆、焦炭等 142 个税目商品的出口暂定税率进行了调整；该公告的执行期间为 2007 年 06 月 01 日至 2007 年 12 月 31 日。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/c11482c.htm>

【注】
 Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 中国将扩大金融服务业开放

近日，中美两国联合发布关于第二次中美战略经济对话的联合情况说明，其中涉及中国将扩大金融服务业的开放幅度，具体包括以下内容：

行业	具体内容
证券	n 中国将在 2007 年下半年恢复对证券公司（包括中外合资证券公司）的设立审批；
	n 在 2007 年 12 月之前，中国将宣布逐步扩大符合条件的合资证券公司的业务范围，允许其从事证券经纪、自营和资产管理等业务。
QFII	中国将把合格境外机构投资者（QFII）的投资总额度提高至 300 亿美元。
银行	中国允许具有经营人民币零售业务资格的外资法人银行发行符合中国银行卡业务、技术标准的人民币银行卡，享受与中资银行同等待遇。
保险	中国允许外资产险分公司申请改建为子公司，对于目前尚未批准的申请，中国保险监督管理委员会将于 2007 年 08 月 01 日前完成审核。

I 一部商品の輸出入暫定税率に対し調整を行なうことに関する公告

【発布機関】税関総署
 【発布番号】税関総署公告 2007 年第 22 号
 【発布日】2007-05-30
 【施行日】2007-06-01
 【コメント】本公告は石炭、排液ポンプ、乳児食品など 209 税目商品の輸入暫定税率に対し調整を行ない、また、鋼線、炭素鋼棒、コークスなど 142 税目商品の輸出暫定税率に対し調整を行なった。本公告の執行期間は 2007 年 6 月 1 日より 2007 年 12 月 31 日までである。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/c11482c.htm>

【注】
 Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

I 中国は金融サービス業の開放を拡大する

近日、中米両国は共同して第二次中米戦略経済対話に関する協力状況についての説明を発表した、この内容は中国が金融サービス業の開放の幅を広げることにも及んでおり、具体的には次の内容を含む。

業界	具体的な内容
証券	n 中国は 2007 年下半期に、証券公司（中外合資証券公司を含む）の設立の審査認定を再開する。
	n 2007 年 12 月までに、中国は条件に該当する合資証券公司の業務範囲を徐々に拡大し、これらが証券仲介業、自主経営、資産管理などの業務を行うことを許可することを宣言する。
QFII	中国は適格国外機関投資家（QFII）の投資総額限を 300 億米ドルまで引き上げる。
銀行	中国は、人民元小売業務の営業資格を持つ外資法人銀行が、中国の銀行カード業務・技術基準に適應した人民元銀行カードを発行することを許可し、中国の銀行と同等待遇とする。
保険	外資財産保険企業支店の、子会社への変更申請を許可する。現在までに認可されていない申請に関しては、中国保険業監督管理委員会が 2007 年 08 月 01 日までに審査認定を完了させる。

QDII	中国扩大了境内合格机构投资者（QDII）的投资范围，境内合格机构投资者可以投资股票及其结构性产品（但不得投资于商品类衍生产品、对冲基金以及国际公认评级机构评级 BBB 级以下的证券）。
------	--

（摘自 2007 年 05 月 26 日新华网）

QDII	中国は適格国内機関投資家(QDII)の投資範囲を拡大する、適格国内機関投資家は株およびその他の構造的製品に投資することができる。(但し、金融デリバティブ商品類、ヘッジファンド、国際的に公認された格付け機関による認定ランクが BBB 級以下の証券に対する投資は認められない)
------	--

（2007 年 5 月 26 日付けの新华网より）

I 中国人民银行上海总部：控制外商投资房地产信贷

中国人民银行上海总部近日印发了《上海市信贷投向指引（2007 年修订）》，提出金融机构要控制对外商投资国内房地产的信贷支持。

该《指引》要求规范房地产开发贷款，关注开发贷款增长过快导致的信贷集中度风险，严格控制对囤积土地和房源、扰乱市场秩序开发企业的贷款；同时，要求控制对外商投资国内房地产的信贷支持。

该《指引》把信贷投放的行业和企业分为“蓝、绿、黄、红”四种颜色，实施不同的支持政策。

类别	具体包括行业
蓝色 信贷投向 倾斜类	“助业、助农、助学”、现代服务业和循环经济、高科技产业和先进制造业等。
绿色 信贷投向 支持类	浦东综合配套改革、中小企业和非公经济、消费信贷等。
黄色 信贷投向 审慎类	需要加强贷款风险管理的若干行业和领域。
红色 信贷投向 限制和禁 止类	产能过剩行业、“高污染、高能耗、高投资”行业等。

今后，上海金融系统将积极推动信贷资金向“蓝色”、“绿色”类行业和企业靠拢，向“红色”类行业和企业亮出红牌。

（摘自 2007 年 05 月 30 日《每日经济新闻》）

I 中国人民银行上海总部 外资不动产投资への貸付を抑制

中国人民银行上海総部は近日、「上海市貸付投向手引き（2007 年改正）」を配布し、金融機関は外資系企業の国内不動産への投資に対する貸付を抑制すべきであると提出した。

本「手引き」は不動産開発貸付を規範化すること、また開発貸付の急ピッチな増大が招く貸付集中度上昇に伴うリスクに注目し、不動産資源の買占めや市場秩序を混乱させる不動産開発企業への貸付を厳格にコントロールすることを要求している。同時に、外資系企業の国内不動産への投資に対する貸付支援を抑制することを要求している。

本「手引き」は貸付対象の業界と企業を「青、緑、黄、赤」の四色に分類し、それぞれ異なる支持政策を実施する。

類別	含まれる具体的業種
青 貸付投向 重視類	「助業、助農、助学」、現代サービス業および循環型経済システム、ハイテク産業と先進製造業など。
緑 貸付投向 支持類	浦东総合コンビネーション改革、中小企業と非公経済、消費貸付など。
黄 貸付投向 慎重類	貸付リスク管理の強化が必要な若干の業界と領域。
赤 貸付投向 制限・禁 止類	産業能力余剰業界、「高汚染、エネルギー高消費、高投資」業界など。

今後、上海市金融システムは、貸付資金が「青」および「緑」に属する業界と企業に集まるように積極的に推進し、「赤」に属する業界と企業にはレッドカードを示すこととなる。

（2007 年 5 月 30 日付けの「毎日経済新聞」より）

I 对《中华人民共和国海关进出境印刷品及音像制品监管办法》的简要解读

2007年04月18日，海关总署发布了《中华人民共和国海关进出境印刷品及音像制品监管办法》（以下称“161号文”），与海关总署以往颁布的相关规定（即，1991年06月11日起颁布实施的《中华人民共和国海关对个人携带和邮寄印刷品及音像制品进出境管理规定》，以下称“21号文”）相比较，律师认为，自2007年06月01日起实施的“161号文”在条款内容上有如下主要变化：

1. 扩大了适用范围：

	“21号文”	“161号文”
适用范围	海关对个人携带和邮寄进出境的印刷品，音像制品的监管。	海关对运输、携带、邮寄进出境的印刷品及音像制品的监管。

2. 对“印刷品”、“音像制品”的界定更加全面、合理：

	“21号文”	“161号文”
印刷品	用机械或照相方法使用锌版、模型或底片，在纸张或常用的其他材料上翻印的内容相同的复制品，以及摄影底片、纸型、绘画、剪贴、手稿、手抄本、复印件等。	<ul style="list-style-type: none"> - 基本定义：通过将图像或者文字原稿制为印版，在纸张或者其他常用材料上翻印的内容相同的复制品。 - 视同印刷品：摄影底片、纸型、绘画、剪贴、手稿、手抄本、复印件及其他含有文字、图像、符号等内容的货物、物品的，海关按照本办法有关进出境印刷品的监管规定进行监管。
音像制品	唱片、录音带、录像带、激光视盘、激光唱盘、电影胶片、幻灯片等，以及各种信息存储介质。	<ul style="list-style-type: none"> - 基本定义：载有内容的唱片、录音带、录像带、激光视盘、激光唱盘等。 - 视同音像制品：载有图文声像信息的磁、光、电存储介质的，海关按照本办法有关进出境音像制品的监管规定进行监管。

I 「中華人民共和国税関の出入国印刷品及び音響・映像製品監督管理弁法」に対する簡単な解説

2007年4月18日、税関総署は「中華人民共和国税関の出入国印刷品及び音響・映像製品監督管理弁法」(以下「161号文」という)を發布した。税関総署が以前發布した関連する規定(即ち、1991年6月11日付けで公布・施行された「個人が携帯または郵送する印刷品及び音響・映像製品の出入国に対する中華人民共和国税関の管理規定」、以下「21号文」という)と比較し、2007年6月1日より施行される「161号文」は、その条項の内容上、主に次のような変更点があると弁護士は考える。

1. 適用範囲を拡大した。

	「21号文」	「161号文」
適用範囲	個人が携帯または郵送することにより出入国する印刷品及び音響・映像製品に対する税関の監督管理。	輸送、携帯、郵送により出入国する印刷品及び音響・映像製品に対する税関の監督管理。

2. 「印刷品」、「音響・映像製品」の境界画定を更に全面的、合理的にした。

	「21号文」	「161号文」
印刷品	機械または写真機を用いて亜鉛版、模型またはネガを使用し、紙または常用のその他の材料の上に翻刻された、内容が同一の複製品、および写真ネガ、紙型、絵画、切り抜き、手稿、写本、複写など。	<ul style="list-style-type: none"> - 基本定義：画像や文字の原稿を通して底本を作成し、紙またはその他の常用の材料の上に翻刻された、内容が同一の複製品。 - 印刷品と見なされるもの：写真ネガ、紙型、絵画、手稿、複写およびその他文字・画像・符号などの内容を含む貨物・物品については、税関は本弁法の出入国印刷品に関連する監督管理規定に従い監督管理を行う。
音響・映像製品	レコード、録音テープ、ビデオテープ、DVD、CD 映画フィルム、スライドなど、及び各種情報のメモリー媒介物品。	<ul style="list-style-type: none"> - 基本定義：内容が記載されたレコード、録音テープ、ビデオテープ、DVD、CD など。 - 音響・映像製品と見なされるもの：図や写真・文字・音声・画像の情報が記載された磁気、フラッシュ、電子メモリー媒介物品に対しては、税関は本弁法の出入国音響・映像製品に関連する管理監督規定に従い監督管理を行う。

3. 明确界定个人自用印刷品及音像制品“合理”界定标准:

根据“21号文”规定,对个人以自用为目的而携带进出境的印刷品、音像制品,海关按照合理数量放行,超出自用合理数量的,应予退运。在作出前述规定的同时,“21号文”并未明确规定“合理数量”的具体标准,在实践中难免导致海关与进出境相关个人之间因此发生理解歧义的情况。而“161号文”则对前述“合理数量”的判断问题,制定了明确的界定标准并规定了对应的处理措施:

监管物品	界定标准	处理措施
进境的单行本发行的图书、报纸、期刊类出版物	每人每次 10 册(份)以下(包括本数)。	免税验放。
	每人每次 10 册(份)以上,不超过 50 册(份)。	征税放行:对超过 10 册的部分征收进口税。
	每人每次超过 50 册(份)。	按照进口货物处理(办理货物进口报关手续,海关征收进口税)。
进境的单碟(盘)发行的音像制品	每人每次 20 盘以下(包括本数)。	免税验放
	每人每次 20 盘以上,不超过 100 盘。	征税放行:对超过 20 盘的部分征收进口税。
	每人每次超过 100 盘。	按照进口货物处理(办理货物进口报关手续,海关征收进口税)。
进境的成套发行的图书类出版物或者进境的成套发行的音像制品	每人每次 3 套以下(包括本数)。	免税验放。
	每人每次 3 套以上,不超过 10 套。	征税放行:对超过 3 套的部分征收进口税。
	每人每次超过 10 套。	按照进口货物处理(办理货物进口报关手续,海关征收进口税)。

4. 确定了印刷品、音像制品进口业务指定经营的制度:

除上述对个人自用印刷品、音像制品进口的规定外,“161号文”还规定,印刷品、音像制品的进口业务,由国务院有关行政主管部门批准或者指定经营。其他单位或者个人进口印刷品及音像制品,应当委托前述经指定的进口经营单位向海关办理进口手续。

3. 个人使用的印刷品及び音響・映像製品の「合理的」境界確定基準を明確にした。

「21号文」の規定によると、個人が自己使用目的で携帯し出入国する印刷品、音響・映像製品に対しては、税関は、合理的な数量に限って通関させる、自己使用の合理的数量を超える場合は、返送しなければならない。「21号文」は上述の規定をする一方、「合理的数量」については具体的な基準を明確に規定していなかったため、実務の中で、税関と出入国に関連する個人との間で、これに起因して理解の齟齬などの状況が発生していた。これに対し「161号文」は上述の「合理的数量」の判断の問題に対し、明確な境界画定基準を制定し、また対応する処理措置についても規定している。

対象物品	境界画定	処理措置
入国する単行本として発行されている図書、新聞、定期刊行物等の出版物	一人毎回 10 冊(部)以下。	免税にて通過。
	一人毎回 10 冊(部)以上、50 冊(部)を越えない。	徴税して通過。10 冊を超える部分につき輸入税を徴収する。
	一人毎回 50 冊(部)を超える。	輸入貨物処理の規定に従う(貨物の輸入の通関手続きを行い、税関が輸入税を徴収する)。
入国する単品で発行されている音響・映像製品	一人毎回 20 枚以下。	免税にて通過。
	一人毎回 20 枚以上、100 枚を越えない。	徴税して通過。20 枚を超える部分につき輸入税を徴収する。
	一人毎回 100 枚を超える。	輸入貨物処理の規定に従う(貨物の輸入の通関手続きを行い、税関が輸入税を徴収する)。
入国するセットで発行されている図書類出版物または入国するセットで発行されている音響・映像製品	一人毎回 3 セット以下。	免税にて通過。
	一人毎回 3 セット以上、10 セットを越えない。	徴税して通過。3 セットを超える部分につき輸入税を徴収。
	一人毎回 10 セットを超える。	輸入貨物処理の規定に従う(貨物の輸入の通関手続きを行い、税関が輸入税を徴収する)。

4. 印刷品及び音響・映像製品の輸入業務指定経営の制度を確定した。

上述の個人使用の印刷品及び音響・映像製品の輸入に対する規定のほか、「161号文」は印刷品及び音響・映像製品の輸入業務は国务院の関連する行政主管部门の認可または指定により経営することを規定している。その他の団体または個人が印刷品及び音響・映像製品を輸入する際は、前述の指定された輸入経営団体に委託して、税関の輸入手続を行う。

5. 对进口音像制品成品规定了特殊制度:

对音像制品的进口,“161号文”还规定了领取、交验《中华人民共和国文化部进口音像制品批准单》(以下简称“《批准单》”)制度。根据律师的理解,相关《批准单》制度按照下述基本方式实施:

进口手续	具体事项
需交验《批准单》	进口音像制品成品或者用于出版的音像制品母带(盘)、样带(盘)。
	非经营音像制品性质的单位进口用于本单位宣传、培训及广告等目的的音像制品,数量超过200盘。
免交验《批准单》	非经营音像制品性质的单位进口用于本单位宣传、培训及广告等目的的音像制品,数量不超过200盘,可以免领《批准单》。
	随机器设备进口,以及进口后随机器设备复出口的记录操作系统、设备说明、专用软件等内容的印刷品及音像制品。

6. 对特殊地域、特殊人员进口印刷品、音像制品的规定:

“161号文”对特殊地域、特殊人员进口印刷品、音像制品,进行了如下特别规定:

- 1) 对进入保税区、出口加工区及其他海关特殊监管区域和保税监管场所的印刷品及音像制品的通关手续,依照有关规定办理(例如,关于保税区货物办理通关手续的现行规定)。
- 2) 对包括外商投资企业常驻代表机构等组织及其雇佣人员等人员进出境公用或者自用印刷品及音像制品数量的核定和通关手续,依照有关规定办理(例如,按照《中华人民共和国海关对进出境旅客行李物品监管办法》的有关规定办理)。

律师注意到,“161号文”在2007年04月18日颁布,在时间方面与2007年04月26日“世界知识产权日”相呼应;“161号文”自2007年06月01日起生效,与此前(2007年05月22日)中美经济战略对话会议上签署《关于加强知识产权执法合作的备忘录》的时间相呼应。上述的两次时间呼应,也侧面印证了中国政府加强知识产权保护,打击知识产权侵权行为的明确信号。“161号文”的颁布和实施,正是中国政府前述信号的具体体现。

5. 音響・映像製品の完成品の輸入に対し、特殊な制度を規定した。

音響・映像製品の輸入に対し、「161号文」は「中華人民共和国文化部の音響・映像製品輸入認可書(批准単)」(以下「認可書」という)の取得と提出についても規定している。弁護士の理解によると、「認可書」制度は次の基本手続きに従って実施される。

輸入手続	具体的事項
「認可書」の提出が必要	音響・映像の完成品または出版に用いる音響・映像のマスターテープ(ディスク)、サンプルテープ(ディスク)を輸入するとき。 音響・映像製品の経営に携わらない団体が自己の宣伝、研修、および広告などの目的に用いるため輸入する音響・映像製品で、数量が200枚を超えるとき。
「認可書」を提出しなくてよい	音響・映像製品の経営に携わらない団体が自己の宣伝、研修、および広告などの目的に用いるため輸入する音響・映像製品で、数量が200枚を超えないときは、「認可書」を取得しなくてよい。 機械設備と共に輸入する、および輸入した後、機械設備と共に再輸出する記録操作システム、設備説明書、専用ソフトなどの内容の印刷品及び音響・映像製品。

6. 特殊地域、特殊人員による印刷品及び音響・映像製品の輸入に対し、規定を行った。

「161号文」は特殊地域、特殊人員による印刷品及び音響・映像製品の輸入に対し、次のように特別な規定を行っている。

- 1) 輸入保税区、輸出加工区及びその他の税関特殊監督管理区域と保税監督管理場所に入る印刷品及び音響・映像製品の通関手続は、関係する規定により行う(例えば、保税区域の貨物の通関手続に関する現行規定)
- 2) 外商投資企業の常駐代表機構などを含む組織およびその雇用人員などの人員が出入国する公用または自己使用の印刷品及び音響・映像製品の数量の確定と通関手続に対しては、関係する規定にしたがって手続を行う(例えば、「中華人民共和国税関の出入国旅客の荷物物品監督管理弁法」の関連する規定に従う。)

「161号文」は2007年4月18日付けで公布され、時間的には2007年4月26日の「世界知的財産権デー」に呼応している。また「161号文」は2007年6月1日より効力を発し、これに先んじて(2007年5月22日)開催された中米経済戦略会議において「知的財産権の法執行協力の強化についての覚書」に署名した時間に呼応している。上述の2つの時間的呼応は、中国政府が知的財産権の保護を強化し、知的財産権の侵害行為を取り締まろうとする明確なシグナルを側面から発している。「161号文」の公布と施行は、正に、中国政府の上述のシグナルの具体的な体现である。

备注：

查看《中华人民共和国海关进出境印刷品及音像制品监管办法》全文，请点击以下网址：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/419/58adbbe5.htm>

（里兆律师事务所 2007 年 06 月 01 日整理编写）

備考：

「中華人民共和國税関の出入国印刷品及び音響・映像製品監督管理弁法」の全文を参照するには、下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/419/58adbbe5.htm>

（里兆法律事務所が 2007 年 6 月 1 日付けで作成）